

第 8 次長野県保健医療計画の策定について

医療政策課

1 保健医療計画の概要

趣旨・目的

県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて都道府県が策定（医療法（以下「法」という。）第 30 条の 4 第 1 項）

記載事項（法第 30 条の 4 第 2 項）

（下線部は第 7 次計画策定後に追加された事項）

- ・ 医療圏の設定
- ・ 基準病床数
- ・ 5 疾病・ 6 事業*及び在宅医療に関する事項
- ・ 地域医療構想
- ・ 医師確保計画
- ・ 外来医療計画 等

※ 5 疾病・ 6 事業 ⇒ 5 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患

6 事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、
新興感染症等の感染拡大時における医療

計画期間

令和 6 年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度）（6 年間）

策定に係る法的手続き

- ・ 医療審議会への諮問・答申（法第 30 条の 4 第 17 項）
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会への意見聴取（法第 30 条の 4 第 16 項）
- ・ 市町村、保険者協議会への意見聴取（法第 30 条の 4 第 17 項）
- ・ 国への提出・公示（法第 30 条の 4 第 18 項）

2 策定体制（案）

- ・ 医療法施行令第 5 条の 21 の規定に基づく医療審議会の部会として保健医療計画策定委員会を設置（審議会委員全員と、新たに選任する専門委員により構成）
- ・ 分野ごとの協議・検討を行うため、県でワーキンググループを開催するとともに、既存の会議体も活用。

部会、専門委員（医療法施行令）

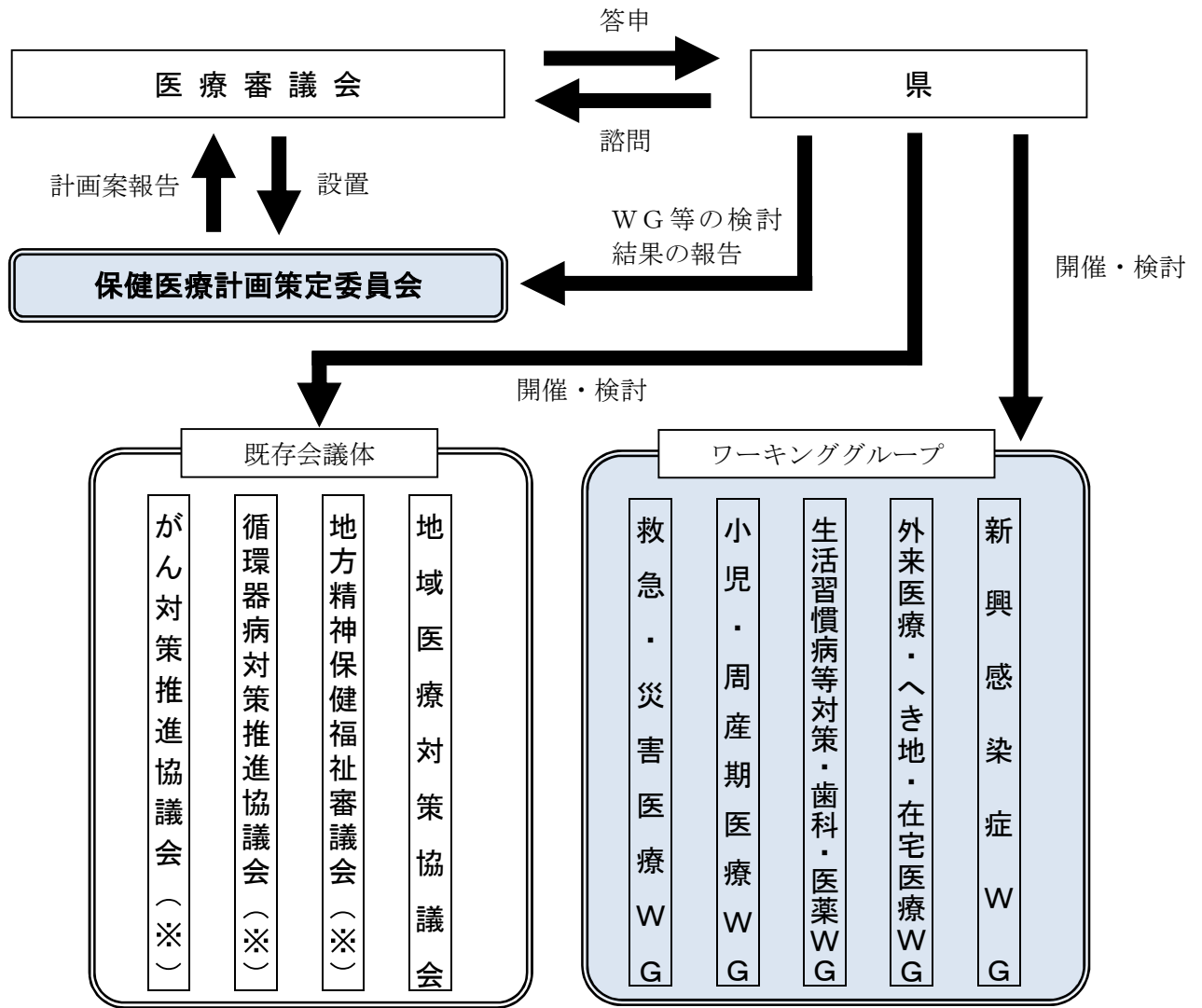
部会（第 5 条の 21）

- ・ 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- ・ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- ・ 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- ・ 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

専門委員（第 5 条の 19）

- ・ 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。
- ・ 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- ・ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

【策定体制（案）のイメージ】



(※) 一部の委員による作業部会等を設けて検討する予定

3 策定スケジュール（案）

	令和4年度	令和5年度
医療審議会	策定委員会設置 諮問	計画案答申
策定委員会	WG設置 国の検討状況 現状把握 現計画の評価 目指す姿	計画骨子の検討 計画素案の検討 計画案の決定
その他	県民医療意識調査	WG・既存会議体（分野別計画案の検討） パブリックコメント 市町村等への意見聴取 圏域連携会議（計画案への意見聴取） 公示・国へ報告

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領(案)

(設置)

- 第1 保健医療計画に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項に定める部会とする。

(審議事項)

- 第2 委員会は、次の事項について調査審議する。
- (1) 第8次長野県保健医療計画の検討に関すること
 - (2) 第8次長野県保健医療計画の作成に関すること
 - (3) その他必要と認められること

(組織)

- 第3 委員会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
 - 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第2の審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

- 第5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療政策課に置く。

(補則)

- 第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和4年 月 日から施行する。

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会 委員（案）

選出区分	第8次策定委員会		第7次策定委員会	
	氏名	役職等	氏名	役職等
医師会 歯科医師会 薬剤師会	伊藤 正明	長野県歯科医師会長	春日 司郎	長野県歯科医師会長
	竹重 王仁	長野県医師会長	関 隆教	長野県医師会長
	日野 寛明	長野県薬剤師会長	日野 寛明	長野県薬剤師会長
医療を受ける 立場の者	池上 道子	心ある母さんの会相談役	池上 道子	心ある母さんの会相談役
	亀井 智泉	長野こども療育サークルM-テラス 理事	亀井 智泉	長野こども療育推進サークル ゆ うテラス代表
	清水 昭	長野県保険者協議会副会長	清水 昭	長野県保険者協議会副会長
	下平 喜隆	長野県町村会 社会環境部会長 (豊丘村長)	唐木 一直	長野県町村会 社会環境部会長 (南箕輪村長)
	花岡 利夫	長野県市長会 社会環境部会長 (東御市長)	牛越 徹	長野県市長会 社会環境部会長 (大町市長)
	町田 貴	長野県腎臓病患者連絡協議会長		
学識経験者	宇田川 信之	松本歯科大学教授歯学部長	山田 一尋	松本歯科大学教授
	奥野ひろみ	信州大学医学部教授	奥野ひろみ	信州大学医学部教授
	川真田 樹人	信州大学医学部附属病院長	本田 孝行	信州大学医学部附属病院長
	小林 恵子	佐久大学看護学部教授	細谷たき子	佐久大学看護学部教授
	酒井 茂	長野県議会議員	風間 辰一	長野県議会議員
	馬島 園子	長野県栄養士会長	園原 規子	長野県栄養士会長
	本郷 一博	伊那中央病院長	川合 博	伊那中央病院長
	本田 孝行	長野県立病院機構理事長	久保 恵嗣 (委員長)	長野県立病院機構理事長
	松本 あつ子	長野県看護協会会長	三輪百合子	長野県看護協会会長
	丸山 和敏	長野県病院協議会長	井上 憲昭	長野県病院協議会長
	和田 秀一	長野赤十字病院長	吉岡 二郎	長野赤十字病院長
	渡辺 仁	厚生連佐久総合病院統括院長	伊澤 敏	厚生連佐久総合病院統括院長
専門委員	県医師会に推薦 依頼予定	診療所・在宅医療分野代表	宮坂 圭一	医療法人清風会宮坂医院理事長 (診療所・在宅医療分野代表)
		医療法人代表	竹重 王仁	医療法人公生会竹重病院理事長 (医療法人代表)
		精神疾患分野代表	関 健	社会医療法人城西医療財団 理事 長・総長(精神疾患分野代表)
		新興感染症分野代表		
計	委員25名(うち医療審議会委員21名)		委員23名(うち医療審議会委員20名)	

※名簿の記載順は、選出区分ごと五十音順に記載